

施設使用料一覧（令和元年10月1日改定）

■ 基本使用料（税込10%）

区 分		午 前 9時～12時	午 後 13時～17時	夜 間 18時～21時30分	全 日 9時～21時30分
大ホール	平日	24,750	34,650	34,650	84,640
	土・日・祝	29,700	41,580	41,580	101,470
中ホール	平日	5,770	8,080	8,080	19,630
	土・日・祝	6,930	9,570	9,570	23,590
大ホール楽屋	第1楽屋	820	1,150	1,150	2,800
	第2楽屋	820	1,150	1,150	2,800
	第3楽屋	990	1,320	1,320	3,300
	第4楽屋	990	1,320	1,320	3,300
中ホール楽屋	第5楽屋	990	1,320	1,320	3,300
練習室	第1練習室	1,650	2,310	2,310	5,610
	第2練習室	1,480	1,980	1,980	4,950

■ 備 考

1. 次の各号に掲げるものに該当する場合は、基本料金のほか、当該各号に定める割合を基本料金（（1）にあつては楽屋を、（2）にあつては楽屋及び練習室を除く。）に乗じて得た額を割増料として徴収する。

（1） 市内在住者または市内に事務所を有する者以外の者が使用するとき 5割

（2） 次に掲げる入場料その他これに類するもの（座席等により異なる入場料金を徴収するときは、

その最高額の入場料。以下「入場料」という。）を徴収するとき 次に掲げる場合

ア 入場料が1,000円未満のとき 2割

イ 入場料が1,000円以上3,000円未満のとき 5割

ウ 入場料が3,000円以上5,000円未満のとき 10割

エ 入場料が5,000円以上のとき 15割

（3） 前号の規定にかかわらず、商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用する場合で、

入場料を徴収しないとき又は、3,000円未満の入場料を徴収するとき 10割

2. 超過使用については、超過使用時間1時間ごとに当該基本使用料及び割増料の合計額の3割の額を徴収する。

この場合において、超過使用時間が10分未満であるときはこれを切り捨て、10分以上のときは1時間とみなす。

3. 練習のため舞台のみを使用する場合は、基本使用料及び割増料の合計額の7割の額を徴収する。

4. 会館の施設（楽屋及び練習室を除く。）を、音源制作及び編集作業を目的として使用する場合は、

平日の使用に限り、割増料は徴収せず、基本使用料の5割の額を徴収する。

■ 罰 則

白井市文化会館設置管理条例第17条の規定により、詐欺その他不正行為により使用料の徴収を免れたものは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。